

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平 本 祐 一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
 〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階
 TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
 E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
 http://hiramoto-office.com/

税理士の独り言

トップが変われば、すかいらーくのよう
 にどん底から過去最高益の企業へ生まれ
 変わることもできます。大企業のようにトッ
 プを変えられないなら、中小企業はトップ
 の心が変わらなければ経営を良くすることは
 できません。10人位の社員の企業が大企
 業の真似をしても意味がありません。自分
 で先頭に立って社員全部に指示を与えて引
 っ張るしかありません。顧客から支持され
 て満足させるために何をしたらいいのか必
 死で考えて必死で行動することです。

経営に対する考え方を変えることが最初
 の一歩となります。

私の書棚より

○ベストセラーは「中身」を読むため
 に開くのではない。その本がいかにヒ
 ットしたか、どうやって庶民の心をつか
 んだのかを知るために開くのだ。線
 を引く箇所は、本の「なか」とは限ら
 ない。本の「外側」に線を引く箇所が
 あるかもしれないのだ。

○「学問のすすめ」にはもうひとつの
 側面がある。何を隠そう、慶應義塾に
 人を呼び込むための「パンフレット」
 としての役割だ。

「一流の人は、本のどこに線を
 引いているのか」

土井英司著 サンマーク出版

税務アンテナ

□法人税法では、取締役、監査役等のよう
 に株主総会等で役員として選出された者以外
 に、第一順位の株式グループに属して、
 配偶者と合わせて 5 % を超える株式を保有
 するなど経営権を持ち、かつ経営に従事し
 ていると認められれば、役員とみなすとい
 う規定があります。

みなし役員となれば、賞与の損金不算入
 や過大役員給与の損金不算入の規定が適用
 されることになります。

ただし、会社の重要な意思決定に参画し
 ていない者は経営に従事しているとはい
 ませんので、みなし役員には該当しません。

□相続税の課税価格を計算する上で相続財
 産から控除されるものに、被相続人の債務
 と葬式費用があります。

控除できる債務には、借入金や賦課期日
 以降の住民税、固定資産税や入院費用等が
 ありますが 保証債務や連帯債務は原則と
 して債務控除の対象なりません。

ただし、主たる債務者や連帯債務者が弁
 漉不能で、求償権を行使しても弁済を受ける
 見込みがない等の状況にあり、確実な債務
 であれば控除することができます。

また、控除できる葬式費用の中でも香典
 返礼費用や墓碑、墓地、仏壇の購入費用は
 除かれることになります。

税務に関するご質問をお受けしております。
 お気軽にお問い合わせ下さい。

4月の税務スケジュール

10日	○3月分の源泉所得税の納付
15日	○給与所得者異動届出 (休日につき 17 日)
30日	○2月決算法人の確定申告 ○8月決算法人の中間申告 (予定申告) ○5月、8月、11月決算法人の 消費税中間申告 (休日につき 5月 1日)

30日	○4月決算法人の消費税各種 選択届出書提出 (休日につき 28 日)
-----	--

今月の贈る言葉『自分に打ち勝つことは勝利のうちで最大のものである』 by プラトン